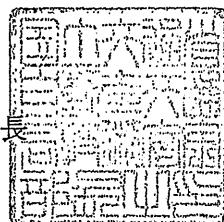




国自管第102号  
国自技第149号  
国自審第1245号  
国自整第109号  
平成16年11月 4日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部長



#### 大型自動車等に関する不正改造（二次架装）の防止について

先般、近畿地区において、大型自動車販売店4社と自動車架装会社3社が、新規検査又は予備検査を受けた後、当該自動車に過積載等を目的とする改造を行い、不正改造、車検証不正取得を行ったとして、道路運送車両法違反容疑で警察の捜索を受けた事実が判明した。

これらの行為は、道路運送車両法の違反であることを知悉して販売並びに改造した悪質な行為であり、道路運送車両法の目的でもある「車両の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては自動車関係業界の社会的信用を失墜するものであり、極めて遺憾である。

今後、新規検査又は予備検査を受けた後において、過積載等を目的とする改造を加えることを前提とした不適切な販売行為等が行われないよう、貴会傘下会員に対し、厳重に注意を喚起し、適切な販売、整備及び使用の励行を図り、再発を防止すべく万全の対策を策定し、周知徹底されたい。

また、貴会が講じた具体的な対策等については、関係課に速やかに報告されたい。